

消防第546号の
平成 27.10.-1 受
京 都 府

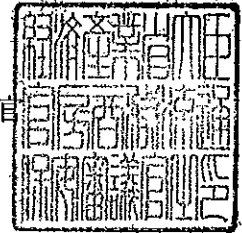
経済産業省

20150820商局第14号

平成27年9月14日

京都府知事 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



平成27年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について

上記の件について、別添の実施要領に基づき実施しますので、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。）、高圧ガス保安協会及び各関係団体と協力の上、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進に努めてください。

また、各関係団体及び事業所に対して、本週間の実施事項について周知徹底、指導方をお願いします。

なお、実施した行事の内容等については、別紙様式に記入の上、本年12月11日（金）までに高圧ガス保安室に報告して下さるようお願いします。

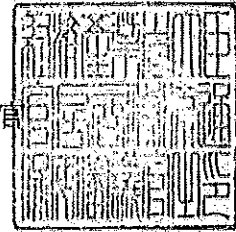
経済産業省

20150820商局第14号

平成27年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領を次のように定める。

平成27年9月14日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



平成27年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領

1 現 状

(1) 高圧ガス保安法関係

平成26年における高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）関係の事故（喪失・盗難を除く。以下同じ。）件数は362件（前年392件）となり、前年比で8%減少した。一方、事故に伴う人的被害（死傷者）については70名（同46名）と大幅に増加しているが、1件につき多数の負傷者を発生した事故が含まれることが背景にある。このうち、A級の事故が0件（前年0件）、B級の事故が40件（同43件）発生している。

事故の発生場所別の内訳を見ると、製造事業所における事故が253件（前年288件）、移動中の事故が30件（同40件）、消費先における事故が72件（同52件）、その他事故が7件（同12件）となっており、前年に比べて特に製造事業所及び移動中における事故が減少した。

製造事業所における事故（253件）の業種別内訳を見ると、近年事故件数が増加している冷凍事業所（125件）及び一般事業所（67件）が全体の76%を占めている。

消費先の事故別の内訳を見ると、LPガス又はアセチレンガスによる災害が全体の82%を占めている。

発生原因の事故件数を見ると、事故総数362件中、その67%（243件）が設備の設計、製作不良、維持管理不良等の設備上（ハード）の要因によるものである。一方、死傷者数を見ると、設備の維持管理不良（23名）、ヒューマンファクター（18名）の要因によるものが計41名と、59%を占めている。また、近年増加傾向にある容器の喪失・盗難については、平成26年は384件（前年434件）と減少した。

なお、平成23年以降、国内の石油コンビナート等の事業所で、重大事故が続発していることを受けて、産業構造審議会保安分科会報告書及び石油コ

ンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書がとりまとめられている。同報告書において、これら重大事故の共通事項として、非定常運転又は作業におけるリスクアセスメントの実施が不十分であったことが指摘されている。このため、経済産業省は高圧ガス製造事業所が網羅的かつ効率的にリスクアセスメントを実践するためのガイドラインを平成27年4月に公表したところである。

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

平成26年における液化石油ガス事故（以下「LPガス事故」という。）件数は186件で平成25年の210件から減少し、5年ぶりに200件を下回ったものの、死傷者数は77人と平成25年の55人から増加した。

このうちB級の事故は2件（前年3件）発生しており、1件が一酸化炭素中毒、1件が漏えい火災によるものである。

平成26年の事故件数の現象別内訳では、漏えいが97件、漏えい爆発・火災が86件、一酸化炭素中毒に係るものが3件発生している。一酸化炭素中毒事故（3件）の発生状況をみると、住宅が1件（一般住宅）、業務用施設等が2件（山小屋が1件、パン屋が1件）となっている。一酸化炭素中毒事故は平成25年の6件から減少したものの、業務用施設等（山小屋）において1人が死亡する事故が発生している。

平成26年の事故について、原因者別の発生状況をみると、一般消費者等に起因するものが59件、雪害等自然災害に起因するものが40件、その他の事業者等に起因するものが23件、LPガス販売事業者等に起因するものが23件、一般消費者等及びLPガス販売事業者等の両者に起因するものが6件、その他のものが18件、不明のものが17件となっている。最近3年間で比較すると一般消費者等に起因する事故が事故総数の3割を占め、例年同様、最も大きな割合を占めている。事故の主な原因では、風呂釜やこんろの点火ミス・立ち消え、末端ガス栓や器具栓の誤開放、換気不足などによる消費機器の不適切な使用が多く、中でも風呂釜やこんろの点火ミス・立ち消えについては高止まりの傾向が見受けられる。

2 目 標

事故の発生状況に鑑みれば、高圧ガスに係る保安の確保については、引き続き最大限の努力が必要であり、本年度においては、次の事項を重点目標として、高圧ガス保安活動促進週間を実施し、高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

(1) 高圧ガス保安法関係

- ① 運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- ② 非定常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメント

の意義と重要性の理解及び普及の促進

- ③ 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進
- ④ 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- ⑤ 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- ⑥ タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ⑦ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑧ 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
- ② 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ③ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発

3 期 間

平成27年10月23日（金）から平成27年10月29日（木）まで

4 実施事項

2に掲げる目標に沿って、高圧ガス保安活動促進週間の期間中に以下の事項を中心に実施する。

(1) 高圧ガス保安法関係

- ① 各事業所において、危害予防規程や作業手順等関連規定の再確認を行い、高圧ガス保安活動促進週間のポスターの掲示等により、全ての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・整備に努め、防災対応行動の再確認と教育・訓練を徹底して行い、保安力の向上に努める。
- ② 経済産業省（各産業保安監督部を含む）は、非定常時を含むリスクアセスメントの理解と実施を促進し、事業者は製造工程、設備、運転等における保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立、維持することに努める。
- ③ 各都道府県は、関係団体と連携し、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における設備管理方法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直し、大規模事業所であるコンビナート

等における漏えい等の未然防止に向けた取組の推進並びに冷凍事業所、コールドエバポレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。

- ④ 各地域防災協議会及び関係団体等は、高圧ガスの利用又は廃棄に係る保安の確保及び保安意識の向上のため、各都道府県及び各産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）と連携し防災訓練・保安講習会等を開催するとともに、特に溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等に係る事故事例等を周知し、災害の再発防止を促す。
- ⑤ 各地域防災協議会は、高圧ガスの移動に係る保安確保のため、各都道府県、各産業保安監督部及び関係団体等と連携し、容器転倒を防止するための措置、タンクローリの出発前点検及び液化ガス漏えい時の凍傷等の二次災害を防止するために必要な備品の携行等を徹底する観点から高圧ガス移動保安講習会等を開催する。
- ⑥ 各都道府県は、産業廃棄物処理業者及び廃品回収業者に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知し、その徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高圧ガス容器の回収を徹底させる。
- ⑦ 各都道府県は、高圧ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。
- ⑧ 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

（2）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者等に対する保安啓発に関するポスターの配布・掲示、ラジオ広告を始めとする各種広報媒体を通じた保安啓発活動を実施する。
- ② 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者及び業務用厨房等の使用者やオーナーに対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素の発生原因、業務用換気警報器を設置する意義等を紹介したリーフレット等の配付等による広報、啓発活動等を実施する。
- ③ 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

（3）表彰関係

高圧ガスの保安に功労があった者、優良製造所等及び一般消費者等の保安を確保するために自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者等に対して表彰を実施する。